企業版ふるさと納税のお願い

～下記の事業に取り組むため、ふるさと納税募集しています～

◇雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組み

Project①　　いきいきと仕事のできるまちづくり事業

Project②　　誰もが住みやすいまちづくり事業

Project③　　安心して結婚・出産・子育てができる

まちづくり事業

Project④　　特色ある地域づくりとみんなで支え

合うまちづくり事業

◇企業版ふるさと納税制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

　さらに、令和2年度より、制度の大幅見直しが行われ、損金算入による軽減効果（寄附額の約３割）と合わせて、最大で寄附額の約９割が軽減され、実質的な企業の負担が約１割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

◇寄附手続きの流れ

①寄附の相談・寄附申出書の提出　（企業様）

②事業の実施　（雫石町）

③寄附金の払込み　（企業様）

④受領証の交付、HP等での公表　（雫石町）

■問合せ先

雫石町　政策推進課　〒020-0595岩手県岩手郡雫石町千刈田５番地１

TEL 019-692-6409　E-mail　ouen@town.shizukuishi.iwate.jp

**-事務注意事項-**

寄附対象

　外国法人を含め、青色申告書を提出している法人

町内に本社（主たる事務所又は事業所）が所在しないこと

寄附金額の制限

　雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業費の範囲内

※雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能。事業費が確定前でも地域再生計画に明記した5,000万円を目安として先に受領することは可能であるが、災害などにより事業が実施できなかった等、やむを得ない場合を除き、事業費を超えないよう管理し、超える場合は、他の事業費に充当することを事業者と協議することは可能。

寄附の申出期間

事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能。認定後に特例措置が活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明すること

寄附企業に対する行為の制限について

法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。

a.補助金を交付すること。

b.他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。

c.入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。

d.合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。

e.このほか、経済的な利益を供与すること。

受領証について

事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。

その他について

地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません

様式第１号（第４条関係）

年　 月 　日

雫石町長　　　　　　　　　様

法人名

法人番号

代表者名

所在地（本社）

雫石町企業版ふるさと納税寄附申出書

貴町で実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　寄附対象事業の名称 |  |
| ２　寄附申出額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| ３　希望する納付方法 | □　納付書□　銀行振込　※　手数料をご負担ください。 |
| ４　寄附（振込）予定日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| ５　寄附を希望する事業 | □　いきいきと仕事のできるまちづくり事業□　誰もが住みやすいまちづくり事業□　安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり事業□　特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり事業□　その他（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６　寄附情報の公開 | □　法人名□　寄附金額□　活用した事業の内容□　公開を希望しない※　同意いただける項目にチェックをお願いします。 |
| ７　連絡先 | 担当者名 |  |
| 所　　属 |  |
| 電話番号 |  |
| メール |  |